

枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定候補者選定結果について

枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定候補者の選定について、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会に諮り、慎重に調査・審議した結果、下記の通り指定候補者の選定を行いました。

今回選定を行った指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会へ上程し、可決された場合、平成18年4月1日から3年間、当該施設の管理運営を行うこととなります。

記

1. 指定候補者となる団体

所在地	大阪府中央区谷町5丁目4番13号
団体名称	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
代表者の氏名	理事長 羽間 美佐子

2. 選定委員会開催日

8月4日(木)

3. 諮問内容について

枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターについては、従来の管理委託制度のなかで、既に民間法人への委託が実施され、利用料金制度の導入など「官から民へ」の移行が図られている施設であることから、公募を行わず社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会を指定候補者として特定して、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会に諮問しました。

4. 選定の概況について

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会については、事業計画書の提案内容、これまでの枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営事業の実績及び枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターが特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの合築施設であり、その利用料金の額は、介護サービス費として、介護保険法に定めるサービス費の1割を本人負担として算定した額として、指定管理者制度導入後においても現行の管理委託制度と同様に利用料金制度を適用する中、管理経費は介護サービス費の収入によるものとすることから、市として別途委託料の支出は行わず、コスト面における競争もないこと等を総合的に判断した結果、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会委員7人の合議により、全会一致で社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会を指定候補者として選定しました。

第1回 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年8月4日(木)9時30分～15時30分
開催場所	ラポールひらかた 3階特別会議室
出席者	枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部 施設所管課:高齢社会室

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して当委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、委員会の成立を報告した。

【案 件】

会長、副会長の選任について

委員7人による互選により、会長、副会長を選出した。

委員会の公開・一部非公開・非公開の決定について

会長は事務局に対し、「委員会の公開、一部非公開、非公開の決定」について説明を求め、事務局は本市における審議会等の会議に関する指針(平成11年7月2日通達第8号)及び枚方市情報公開条例(平成9年条例第67号)を、資料として示した後、

本委員会が市長の附属機関として位置づけられているものであること

本委員会を公開することによって公正・円滑な審議が著しく阻害される可能性があること。

公開・非公開の決定は、事前に会長が会議に諮った後に決定すること

以上3点を説明し、委員会の会議については非公開とし、会議概要は原則的に公開するが、当該団体経営内容に関わる事業情報等については、枚方市情報公開条例に基づき非公開とする、「一部非公開」としたい旨を委員に諮り、全会一致で了承された。

指定管理者制度に関わる基本方針について

事務局は「指定管理者制度に係る基本方針」を以下の要点にまとめて説明した。

地方自治法第244条の2関係の改正

指定管理者制度の目的及び制度導入の観点

指定管理者選定の方法

指定管理の期間

利用料金制度、承認料金制度の適用について

指定管理者制度の導入に係る平成17年度の取り組み経過

特定とする合理的理由・当該団体との協議経過等について

高齢社会室は、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会を指定候補者として特定とした合理的理由及びこれまでの当該団体との協議経過について説明を行った。

また、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営事業の運営概要、指定管理者指定要項、選定基準の説明を行った。説明の中で同施設は特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの合築施設であり、その利用料金の額は、介護サービス費として、介護保険法に定めるサービス費の1割を本人負担として算定した額として、指定管理者制度導入後においても現行の管理委託制度と同様に利用料金制度を適用する中、管理経費は介護サービス費の収入によるものとすることから、市として別途委託料の支出は行わないことの説明を行った。

委員より、「特別養護老人ホームの身体障害者の短期入所の利用等、入所率はどのような状況であるのか」との質問があり、高齢社会室は「老人が空いている場合のみ身体障害者の入所を認めている」との回答を行った。

また、委員より「枚方市立特別養護老人ホームの18～20年度事業活動収支予算書を見ると、事業費支出に19年度のみ減少が認められる。増減の理由を示してほしい。」との質問があり、「枚方市立特別養護老人ホームの事業活動収支予算書にある19年度の事業費支出には、水道使用量の節約によって発生する費用の減を計算に入れている。20年度は施設で使用する食器買替の費用を計上している」との回答を行った。

施設現地視察について

事務局は、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターについては、現地視察を行わず、プレゼンテーションソフトを用いて施設概要、業務内容を説明したい旨を委員に諮り、全会一致で了承された。

高齢社会室は、プレゼンテーションソフトを用いて枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター施設概要、業務の内容について説明を行った。

合 議

委員は、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会からの事業計画書等提案内容が枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準等の確認事項水準を満たしていることを確認し、当法人が安定した経営基盤を有し、実績が提案内容を裏付けるものであると考えられることから、全会一致で社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会を指定候補者として選定した。

【閉 会】

会長は、すべての案件が終了したことを述べ、委員会の閉会を宣した。

[15時30分終了]